平成２９年（フ）第３０号
埼玉県越谷市東大沢３丁目６番地６　県営鷺高団地１―203
債務者　小川惠一郎
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
愛知県碧南市鶴見町６丁目27番地　オレンジハイツ205号
債務者　板倉　妙子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１４号
大阪府貝塚市澤16番地１マスターズエル二色の浜304号、前住所大阪府阪南市下出352番地の11
債務者　岸谷一二三
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５９２号
大阪府和泉市内田町１丁目８番24―203号、前住所大阪府和泉市唐国町１丁目10番55号
債務者　河盛　秀子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
大阪府岸和田市上野町東１番26―711号
債務者　安藤　啓輔
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
大阪府和泉市箕形町６丁目２番５―107号
債務者　黒瀬　英樹
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
大阪府和泉市箕形町６丁目２番５―107号
債務者　黒瀬　義美
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
大阪府岸和田市土生町２―17―15ウイング岸和田２番館102、住民票上の住所大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番16―510号
債務者　酒井　一彦
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
大阪府岸和田市吉井町３丁目28番15―309号
債務者　瀧本　哲也
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３００号
高知市加賀野井２丁目６番２号
債務者　福永　盛人
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０３号
高知市百石町４丁目２番17号　ボラリス百石６号
債務者　杉本　裕介
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１１号
高知市小石木町196番地３　レジデンス優美24・403号
債務者　堀　　章江
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１３号
高知市愛宕山南町10番28号
債務者　德弘　敏夫
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１５号
高知市桜井町１丁目10番12号
債務者　横田　桂子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１９号
高知市北新田町１番13号　増田ハイツ２Ｃ
債務者　大窪　志穂
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２１号
高知市与力町６番17号　エレガンスコーポクスノセ106号室
債務者　大崎美也子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７号
札幌市手稲区新発寒５条８丁目７番24号ノーブル新発寒101号
債務者　石井　千恵
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部